

## プレジャーボート係留保管施設に係る届出の電子化について

### 1 要旨・目的

プレジャーボート所有者に義務付けられた係留保管施設等の届出手続きについて、利便性の向上及び手続の簡素化のため、電子申請システムによる提出方法を導入し、令和5年4月1日から受付を開始する。

### 2 現状・背景

新たな放置艇の発生を防止するため、令和3年4月1日以降にプレジャーボートを新規取得した者に対し、係留保管施設等（県内の公共・民間マリーナ等）の届出を義務付けている。

また、令和5年4月1日からは、その他全てのプレジャーボート所有者に対しても、係留保管施設等の届出を義務付けることとしている。

係留保管施設等	R3.3.31 以前からの既存所有者	R3.4.1 以降の新規所有者
公共・民間のマリーナ、小型船舶用泊地（市指定）等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・R5.4.1 から届出を義務付け</li> <li>・届出期間：R5.4.1～R7.9.30*</li> <li>・届出見込件数は、約5,500件と推計</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・R3.4.1 から届出を義務付け</li> <li>・届出期間：新規取得した日から30日以内</li> <li>・R4.12月末時点の届出件数は約160件</li> </ul>
小型船舶用泊地（県指定）	届出書の提出不要 （県が指定する小型船舶用泊地の使用許可を受けた者は、届出をしたものとみなされるため）	

※小型船舶用泊地の指定完了予定であるR6年度末から半年後を届出期間の終期としている。

### 3 概要

#### (1) 電子申請システムによる手続きの流れ

①プレジャーボート所有者が、電子申請システムで必要項目を入力し、届出を提出



- ・県ホームページや、広報用リーフレット記載のQRコードからアクセス可能
- ・関連する3種類の届出（新規、変更、終了）のいずれもオンラインでの届出に対応

②管轄の事務所職員は、電子申請システムで届出内容を確認、受理



- ・届出内容に不備がある場合は、電子申請システムを通してメールで補正指示などを行う

③受理した届出は、管轄の事務所で台帳により管理

#### (2) 今後の対応

- ・2月中に電子申請システムの動作確認テストを終え、3月に周知、4月から運用開始
- ・プレジャーボート所有者の保管場所確保に関する意識の浸透はまだ不十分であり、今回の電子による届出手続きの周知に際し、改めて公共・民間マリーナ、ボート販売店及び関係市町等に対して、制度の周知徹底や届出対象者への広報を徹底していく。